

茨城県母子寡婦福祉小口融資貸付資金

母子家庭・寡婦の
皆さん この資金を
ご利用ください!!



母子世帯又は寡婦の生活意欲を助長し、日常生活の安定をはかるため、茨城県から資金の融資を受け、社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会が貸付を行っています。

〔貸付の対象者〕

母子家庭の母又は、寡婦

〔貸付の要件〕

1. 教 育：本人又は、本人が扶養する子供の入学時の費用及び教育にかかわる費用
2. 生 活：日常生活の必要必需品購入費用
3. 住 宅：住宅の設備、修繕等に要する費用
4. 経 営：工業、商業等を経営するために要する費用
5. 営 農：農業を営むために要する費用
6. 医 療：本人又は、本人が扶養する親族の医療にかかわる費用
7. 結 婚：本人が扶養する同居の親族の費用
8. 技 習：本人又は、本人が扶養する子供が技能を習得するために要する費用
9. その他：茨城県母子寡婦福祉連合会長が応急に必要なと認めた費用

〔貸付金の限度額〕

通常は10万円です。ただし高校、短大、専門学校、大学等に入学する時の入学
金に充当する場合は、20万円が貸付の限度額となります。

* 入学金として利用する場合は、合格通知及び入学金納入額の記入されている通
知の写しを添付する。

〔利 率〕

無利子

〔償 還 方 法〕

10万円までを利用＝貸付の日の属する月の翌月から2ヶ月据置、10ヶ月以内の
均等月賦償還。

20万円までを利用＝貸付の日の属する月の翌月から4ヶ月据置、20ヶ月以内の
均等月賦償還。

ただし年金、児童扶養手当等の支給月に合わせた一括償還、分割償還も認めてい
ます。

銀行振り込みにて償還（常陽銀行指定）

振込手数料は振込者の負担となります。

〔償還の猶予〕

お母さんが技能習得（免許・資格取得）のため借り受けた資金の償還については
申請があれば、これを取得するまで3年を限度に猶予することができます。（ただし、
技能習得期間中収入がない場合に限りです。）

〔違約金の徴収〕

最終償還日を経過しても償還完納しない場合は、当該償還期日の翌月から償還の日までの日数に応じ延滞元金につき年5%の違約金を徴収します。

〔保証人〕

この資金を利用するには連帯保証人が必要です。

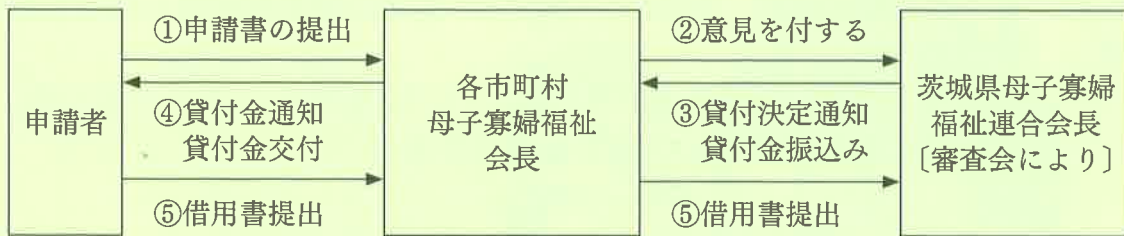
保証人は、独立の生計を営む原則として同一市町村内に居住している方です。

〔利用するときの手続き〕

この資金を利用する時は、各市町村母子寡婦福祉会長に申し込んで下さい。会長は、貸付が必要と認めた場合は申請書に利用する方についての意見を記入してくれます。

また、母子寡婦福祉会がない市町村に居住する申請者については、茨城県母子寡婦福祉連合会へ連絡してください。

*この資金を利用のできる方は、利用後に、借用した資金を返済可能と認められる方です。



表

裏

貸付番号	※ 教育、生活、住宅、経営、営業、医療、診療、技能習得、その他						
母子寡婦福祉小口融資貸付申請書 <small>※印のところは記入しないこと</small>							
貸付年月日	年	月	日	※貸付番号			
貸付金	申込金額	¥	前回までの借受け回数		(必ず記入すること) 回		
	償還方法	一時払い	月賦	分割	希望償還日 () () () () () ()		
母子寡婦福祉資金の利用について、利用し現在返済している							
申請者	氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
	現住所	〒	—	自宅電話			会 員
	本籍			携帯電話			印子 印欄
	勤務先名			収入月額	円		
	勤務先住所	〒	—	電話番号			
借りた理由	理由						
返納の財源	財源						
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	収入(月額)		
連帯保証人	氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
	住所	〒	—	自宅電話	申請書との関係		
	勤務先名			携帯電話			
	勤務先住所	〒	—	電話番号	収入月額 円		

母子寡婦福祉小口融資貸付金として表記のとおり貸付願いたく申願いたします。	
年	月 日
貸付申請者	印
上記借入について連帯して債務を負担することを約します。	
連帯保証人	印
社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会会長	殿
〔市町村母子寡婦福祉会長意見〕 ○記入にあたっては、本人に面接し、収入状況及び生活態度を把握し意見を書くこと	
_____ 市町村母子寡婦福祉会	
会長	会長印
《申請書の注意事項》	
1. 分割払いの場合は、回数と期日を記入すること	
2. 「借りた理由」及び「返納の財源」は詳しく分かるように書くこと	
3. 「連帯保証人」は、連帯保証人が重なること	
☆ 償還について誠意がなく、連絡も取れない場合には、勤務先に償還指導訪問します	
☆ 記入内容に変更があった場合には直ちに会長に報告すること	
☆ お振込には、手数料がかかります	

利用される方・連帯保証人の方へのお願い

母子家庭、寡婦の皆さんは、家の経済、家事すべてを1人で担っているため何かの都合で臨時の出費が重なり予定された償還日に返済できない様な事態が起きた時は、すみやかに市町村会長又は、県母子寡婦福祉連合会に連絡してください。

連帯保証人の方は返済義務があることを十分にご理解いただき、承諾してください。

この貸付資金の財源は県からの借入金で回転しており、年度末には返済することになっております。

滞納されると資金の回転にも支障をきたしますので、都合のついた方は早めに償還して頂ければ回転も早くなるわけです。

この事業は、茨城県から融資を受け、茨城県母子寡婦福祉連合会が行っている事業です。不明の点は下記にご照会ください。

なお、その他、母子家庭、寡婦の方の自立の促進の援助指導等も行っております。

〒310-0065 茨城県水戸市八幡町11-52番地 ラーク・ハイツ内
社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会

TEL 029-221-7505

母子・父子福祉センター

TEL 029-221-8497

FAX 029-221-8618

E-mail : bosinoie@pastel.ocn.ne.jp

URL <http://www.ibaboren.or.jp>

あなたの市町村は、

市町村母子寡婦福祉会

会長

TEL ()

各市町村母子寡婦福祉会長は母子家庭の諸制度にも詳しく、母子家庭のお母さん方の良き相談相手です。